

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 0 月 7 日

一般貸切旅客自動車運送事業者 殿

東北運輸局 福島運輸支局  
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」における端数処理の考え方について

標記について、令和 3 年 9 月 2 8 日付けで東北運輸局自動車交通部旅客第一課長から別添のとおり事務連絡があったので、了知願います。

事務連絡  
令和3年9月28日

管内運輸支局

首席運輸企画専門官（輸送・監査担当） 殿

東北運輸局自動車交通部旅客第一課長

「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」における端数処理の考え方について

「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」（平成26年3月31日付国自旅第628号）による年間契約額の計算における、端数処理について本省自動車局旅客課より下記のとおり示されたことから、令和4年4月1日以降を運行開始日とする年間契約においては、必ず下記のとおり実施するよう、管内事業者に周知願います。

#### 記

年間契約額は1日当たりの運賃・料金に対して実働日数を乗じて算出することから、端数処理の考え方については次のとおり。

1. 365日に実働率を乗じて算出した実働日数の小数点以下の端数については、1日に満たないことから切り捨てる。
2. 1日当たりの運賃・料金に対して、上記1の実働日数を乗じて年間契約額を算出する。
3. 上記1の実働日数に1.4を乗じて算出した稼働日数の上限日数の小数点以下の端数については、1日に満たないことから切り捨てる。

（計算例）

運行日数320日、1日当たり運賃100,000円、実働率58.1%

- ・年間契約の実働日数は、 $365日 \times 58.1\% = 212日$ （端数切捨て）であり  
稼働日数は、 $212日 \times 1.4 = 296日$ （端数切捨て）である。

（212日分の年間運賃額で、296日まで運行可能）

年間契約額の計算： $100,000円 \times 212日 = 21,200,000円$ ①

$100,000円 \times (320日 - 296日) = 2,400,000円$ ②

①と②の合計 23,600,000円

以上

国自旅第628号  
平成26年 3月31日  
国自旅第 80号  
一部改正 平成28年 7月 1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に  
対する取り扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて貸切バスを  
旅行業者の専属車両として運送契約をする、いわゆる「年間契約」と呼称される契約形  
態による一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の取り扱いについては、観光庁観  
光産業課と協議の上、以下のとおり取り扱うこととしたので、関係事業者に対し周知徹  
底を図るとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本取り扱いについては、観光庁観光産業課長及び公益社団法人日本バス協会会  
長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

## 記

### 1. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の届出について

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）と旅行業者  
が、概ね年間を通じて貸切バスを発注者たる旅行業者の専属車両として運送するた  
めの契約（以下「年間契約」という。）を締結した場合における、一般貸切旅客自動車  
運送事業の運賃及び料金は、道路運送法第9条の2第1項の規定に基づき、一般貸切  
旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定届出書に年間契約書を添付し、提出するこ  
ととする。

なお、この場合、1契約ごとに届け出るものとする。

### 2. 年間契約における一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金について

上記1. による届出書に添付された年間契約書について、以下に掲げる事項に基づ  
き記載されていることが確認できた場合にあっては、平成11年12月13日付け自  
旅第129号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理  
要領について」（以下、「変更命令処理要領」という。）に基づく運賃・料金の変更命  
令を行うか否かについての審査の際、原価計算書等が記載された書類の提出を求めな  
い弾力的な取り扱いを行うこととする。

(1) 年間契約における運賃料金の算出の基礎

年間契約における年間運賃額の算出については、変更命令処理要領「第2. 2. 変更命令の審査を必要としない届出」に基づく運賃（以下、「審査不要運賃」という。）又は審査不要運賃の範囲外であり、変更命令を受けなかった運賃を用いて、次式により算出するものとする。

- ① 時間あたり運賃 × [当該貸切バス事業者の1日当たり走行時間（X時間）＋2時間（点呼点検時間）] = 日車時間運賃額
- ② キロあたり運賃 × [当該貸切バス事業者の1日当たり走行距離（Yキロ）] = 日車キロ運賃額
- ③ (日車時間運賃額＋日車キロ運賃額) × 365日 × 実働率 = 年間運賃額

- (注1) 年間運賃額の算出基礎となる計算式は、年間契約書に明記されなければならない。
- (注2) 走行時間（X時間）、走行距離（Yキロ）は、貸切バス事業者及び発注者たる旅行者双方において協議した上で決定する。
- (注3) 実働率は、当該貸切バス事業者が属する運賃ブロックの平均実働率（別添）と当該貸切バス事業者の実績実働率（実績がない場合は合理的な見込み率による）との間の率を用いることとし、貸切バス事業者と発注者たる旅行者双方において協議して決定する。

## (2) 年間契約における稼働日数

年間契約において、実際に運行することとする稼働日数を年間契約書に明記することとし、この稼働日数については、338日を限度として当該貸切バス事業者及び発注者たる旅行者双方において協議した上で決定する。

この場合、稼働日数と上記(1)の実働率を基にした実働日数に1.4倍した日数を比較し、前者が後者を超える場合は、当該超過日数分の運賃料金計算については、届け出た運賃料金により算出するよう指導することとし、当該超過日数分も含めた稼働日数を日車時間運賃額と日車キロ運賃額の合計額に乗じて算出された運賃料金の届出がなされた場合は、原価計算書等の書類の提出を求め審査する。

## (3) 年間契約の算出基礎を超える場合の取り扱い

旅行者からの要請により、年間契約の算出基礎となる走行時間（X時間）及び走行距離（Yキロ）を超えた場合の運行については、1日ごとに時間運賃、キロ運賃を基に別途精算を行うこととし、この旨を年間契約書に明記しなければならない。

## 3. 運送引受書への記載

運賃の記載欄には、「年間契約による。」と記載し、時間及び距離が超過する場合は、備考欄に精算運賃を記載することとする。

## 4. 旅行者以外と締結する年間契約の取り扱い

一般貸切旅客自動車運送事業者が、地方自治体、教育委員会、企業等と締結する年間契約に係る運賃・料金の届出においても、上記1. から3. に合致するものについては弾力的な取り扱いを行うこととする。

なお、学校教育法による学校への通学又は通園等の運送に限り、上記2. (1) ③

の「365日」について、契約上の年間の運行日数（原則170日から365日の間の日数）を用いることができることとする。

附 則

- 1 本処理要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則（平成28年7月1日 国自旅第80号）

- 1 本処理要領は、平成28年7月1日以降に届け出るものから適用する

## 各運賃ブロックの平均実働率

| 運賃ブロック  | 平均実働率  |
|---------|--------|
| 北海道運輸局  | 71.43% |
| 東北運輸局   | 58.10% |
| 関東運輸局   | 67.58% |
| 北陸信越運輸局 | 58.33% |
| 中部運輸局   | 66.45% |
| 近畿運輸局   | 59.96% |
| 中国運輸局   | 59.43% |
| 四国運輸局   | 54.04% |
| 九州運輸局   | 62.85% |
| 沖縄総合事務局 | 62.78% |